

2 消保第 15 号
令和 2 年 4 月 16 日

一般社団法人長崎県 L P ガス協会長 様

長崎県消防保安室長
(公印省略)

新型コロナウイルスの影響を踏まえた液石法施行規則に規定する期間延長措置及び消費設備・供給設備の調査・点検における対応について (依頼)

このことについて、経済産業省において、新型コロナウイルスの影響に鑑み、液石法施行規則で規定する期間 (消費設備・供給設備の調査・点検及び周知、充てん設備の保安検査、液化石油ガス販売事業者の事業報告義務) の延長措置について、令和 2 年 4 月 10 日付で同法令の公布・施行が行われました。

つきましては、今回の延長措置及び消費設備・供給設備の調査・点検における対応について、下記に留意するよう貴協会会員に周知していただきますよう、お願いいたします。

記

1. 今回の延長措置により令和 2 年 4 月 10 日から 9 月 30 日までの間に消費設備・供給設備の調査・点検の期間を終了する場合、期間内に調査・点検を行うことが困難であるときは、調査・点検期間を 4 ヶ月延長されたこと。
2. 新型コロナウイルスの影響により消費者に調査・点検のため設備の設置場所に立ち入ることについて承諾を得られない場合は、液石法第 34 条ただし書により、調査・点検を本法上、実施する必要はなく、新型コロナウイルスを事由に一般消費者等に立ち入りを拒否された場合は、消費者に調査・点検を受けないことの危険性を十分周知し、帳簿に「承諾を得られなかった一般消費者等の氏名又は名称及び住所」「承諾を求めた者の氏名」「承諾を求めた年月日」の記録を残し、保安業務規定を踏まえた対応を行うこと。
3. 一般消費者から承諾を得て調査・点検を実施する場合は、新型コロナウイルスの感染防止に留意し実施すること。

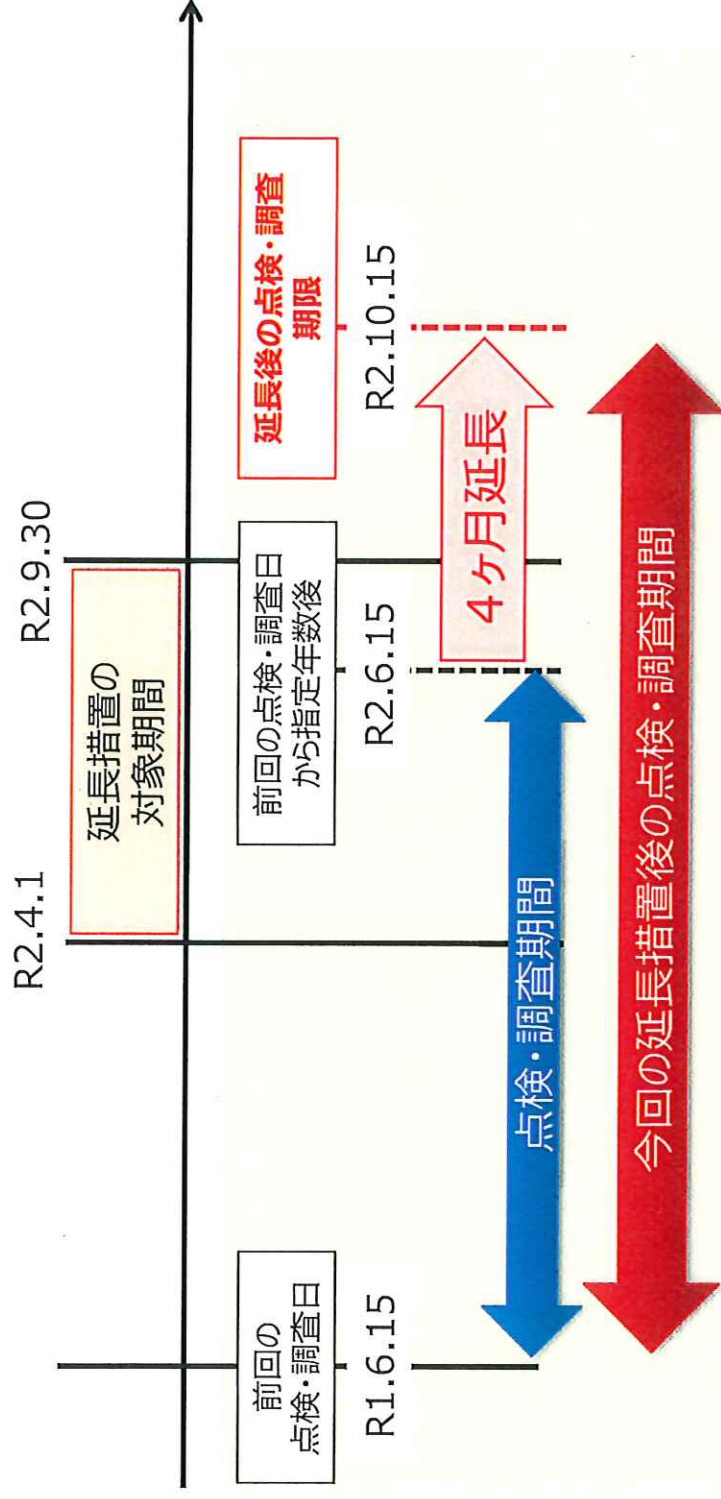
※参考 (保安機関の業務等)

液石法第 34 条 1 項 保安機関は、保安業務を行うべきときは、経済産業省令で定める基準に従って、その保安業務を行わなければならない。ただし、供給設備又は消費設備の設置の場所その他保安業務を行うべき場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承諾を得ることができないときは、この限りでない。

LPガス供給設備点検 消費設備調査 等

左記の点検・調査期間が

**令和2年4月10日～9月30日の間に終了する場合は、
下記のとおり点検・調査期間を4ヶ月延長することが可能となります。**



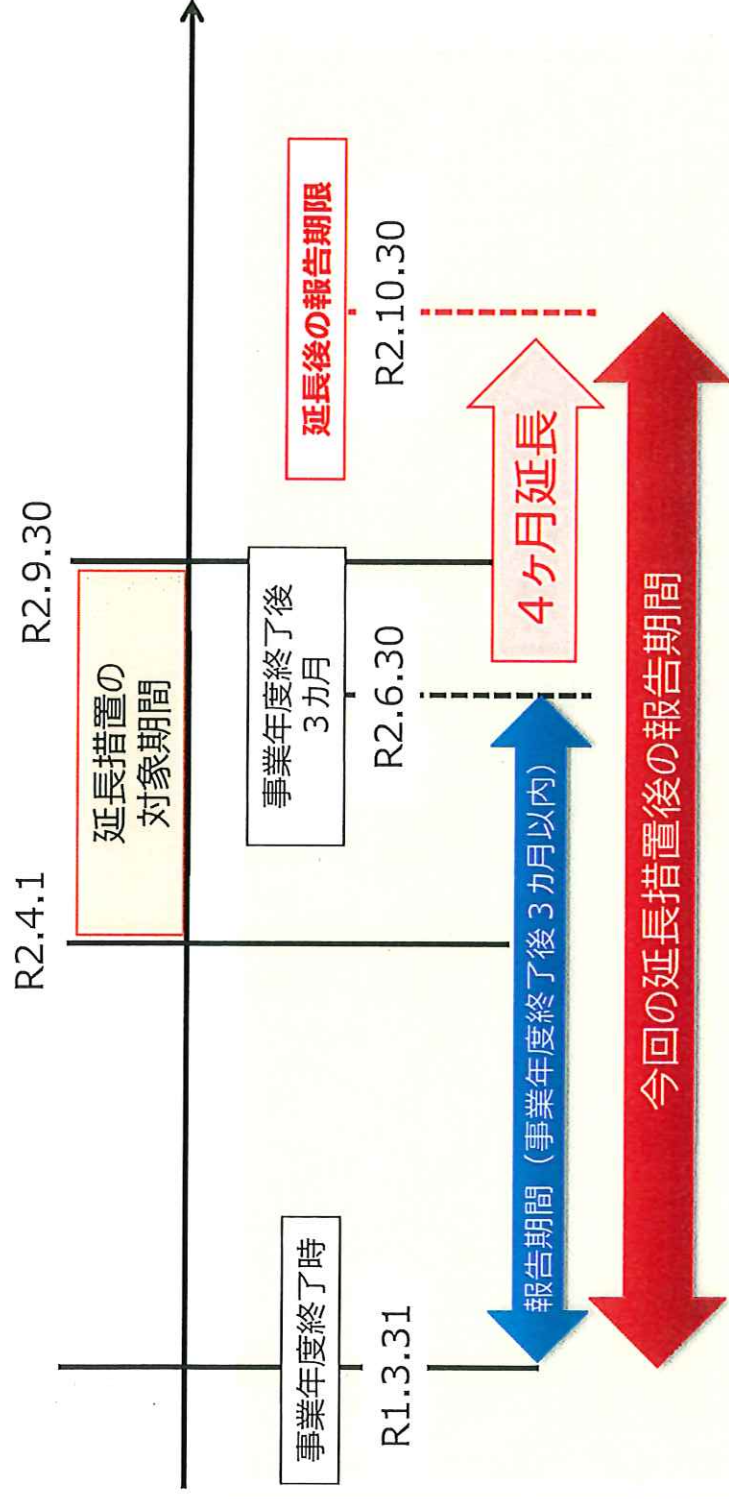
延長措置の
適用モデル例

参照条文：液石法施行規則第36条第1項、第37条第1項、第38条の2第1項及び第2項

LPガス販売事業者の 事業年度報告

左記の報告期間が

**令和2年4月10日～9月30日の間に終了する場合は、
下記のとおり報告期間を4ヶ月延長することが可能となります。**



延長措置の
適用モデル例

参照条文：液石法施行規則第48条第1項、第132条第1項